

農地転用許可申請の添付書類（各2部）

確認	書類の種類	書類の内容等
	土地の登記事項証明書	全部事項証明書に限る。
	位置図	1/25,000程度
	周辺見取図	申請地周辺の土地の利用状況の概要が確認できる図面 なお、申請地及び隣接地の地目（登記記録及び現況）、地番、地積、所有者氏名を表示すること。
	公図の写し	公図を謄写・集成したもの等については、次例の証明がなされていること (証明例) この公図の写しは宇都宮地方法務局〇〇支局備付け公図(公図番号〇〇)を謄写したものに相違ありません。 〇年〇月〇日謄写 謄写者 住所 氏名
	特定図	申請に係る土地が一筆の一部である場合 ※申請地の位置を朱線により特定した測量図面で、申請に係る土地の面積が記載されているもの。(分筆登記申請に添付する測量図と同等精度のもの。)
	土地利用計画図	1/500～1/2,000 ※開発区域界、施設配置・形状等を明らかにしたもの
	立・平面図	1/200～1/300 建物又は施設等を設置する計画の場合
	取水・排水計画図	当該転用事業に関連する取水・排水の計画図(開発区域内の集水計画・排水放流先まで明示する。)
	水利権者の同意書	土地改良区水路の目的外使用許可等
	所有者又は耕作者の同意書	①所有権以外の権原に基づいて申請する場合 ②地上権、永小作権、質権、賃借権に基づく耕作者がいる場合
	他法令の許認可書の写し又は許認可の手續状況を証する書面	他法令の許認可を必要とする転用事業の場合
	「栃木県土地利用に関する事前指導要綱」に基づく事前協議の結果通知の写し	農地の面積にかかわらず事業区域が5ha以上の場合
	申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地の所有者の同意書	当該土地の所有者が申請者以外の者である場合
	土地改良区の意見書	申請地が土地改良区内にある場合
	事業計画書	事業の目的、転用の必要性、転用面積の必要性、土地の選定理由、土地利用計画、周辺農地等への被害防除対策、資金計画、他法令等の手續状況等 ※土地の選定については土地選定経過書と選定候補地案内図を添付すること
	見積書	当該事業に係る費用が確認できる書類
	資金証明	預金残高証明書又は融資証明書等

確認	書類の種類	書類の内容等
	所有権移転請求権保全の仮登記及び地上権、地役権、処分禁止の仮処分等の登記の抹消同意書	原則として、申請前に権利を抹消すること。 抵当権等の担保物権の場合は不要
	委任状	代理人に申請手続を委任する旨の委任状 ※代理人としての適格を有することを確認します。
	確認書	代理人が作成した申請書の内容を理解した上で、そのとおり事業を行う旨の確認書
	住民票	申請者が町外在住者の場合
	定款若しくは寄附行為の写し 又は法人の登記事項証明書	申請人が法人の場合
	隣接農地関係者の同意書	転用行為により、近傍農地の日照・通風・耕作等に特に影響をおよぼすおそれがある場合
	公有財産管理者の同意書	道路、水路等の占有許可書の写し
	抵当権抹消確認書	所有権移転を伴う場合
	始末書	追認申請の場合
	事業経歴書	資材置場、事業用敷地 ※転用の必要性を確認するため
	経済産業省の事業計画認定状況が確認できる書面の写し	太陽光発電設備を設置する場合 「再生可能エネルギー発電事業計画の認定について（通知）」又は申請受付・承諾済みであることが確認できる書面（マイページのハードコピー等）
	電力会社との接続の同意を証する書類の写し	太陽光発電設備を設置する場合 「接続のご案内」、「接続に係る規定に関する承諾のご案内」、「接続に係る規定に関する契約書」等
	営農型発電設備の設計図	太陽光発電設備を設置する場合（営農型：一時転用）
	下部の農地における営農計画書	太陽光発電設備を設置する場合（営農型：一時転用）
	下部の農地における営農への影響の見込み及びその根拠となる書類	太陽光発電設備を設置する場合（営農型：一時転用） 次のいずれかの書類 ①栽培する農作物の収量及び品質に関するデータ ②必要な知見を有する者の意見書 ③先行して営農型太陽光発電の設置に取り組んでいる者の事例
	営農型発電設備の撤去について、設置者が費用を負担することを基本として、当該費用の負担について合意されていることを証する書面	太陽光発電設備を設置する場合（営農型：一時転用） 営農型発電設備を設置する者と下部の農地に置いて営農する者が異なる場合

お問合せ：芳賀町農業委員会事務局 028-677-6047